

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、財団法人日本鳥類保護連盟の理事、監事（以下役員という）の報酬その他の事項について定める。

### (役員範囲)

第2条 本規程において役員とは、会長が理事会の議決を経て指定する役員をいう。

### (報酬決定)

第3条 役員報酬は、役員の職務遂行能力、職責等を考慮して会長がこれを決定する。

### (報酬明示)

第4条 役員の報酬は、原則として役員報酬総額を明示するものとする。

### (通勤費)

第5条 役員の通勤費は、その通勤実体に応じて実費を支給する。

### (報酬支払)

第6条 役員報酬は、暦月計算をもって行い、職員給与の支払日に支給する。控除すべき税金等は報酬から控除できるものとする。

### (退職慰労金)

第7条 原則として支給しない。

### (その他)

第8条 規程の施行にあたって必要な事項は、別途、会長が定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成16年4月1日より実施する。

## 役員報酬に関する会長決定

報酬支払対象役員の報酬年額を当分の間下記のとおりとすることを決定する。

職名	勤務形態	報酬年額の範囲
専務理事	常勤	10,000,000円以内
理事	非常勤	5,000,000円以内